

今日のカトリック社会論

ルドルフ・ワイラー
訳 阿 南 成 一

- 目 次
- 一、東欧の政治経済の変革に対する現教皇の社会教説の意義
 - 二、カトリック社会論の方法論の発展
 - 三、カトリック社会論と社会倫理

一、東欧の政治経済の変革に対する現教皇の社会教説の意義

ヨーロッパ共産諸国の先年の変革に対するローマ教皇の卓越さは、去る二月のヨーロッパの新聞社説で、ゴルバチョフと同じくらい意義があると書かれていた。ゴルバチョフにより始められたペレストロイカの一年後、誰が、彼自身さえ、共産主義の政権とイデオロギーのかくも急激な暴力によらぬ崩壊を予想できただろうか。もうい経済の運営の誤りと政治権力の硬直した中央集権が、体制の柱、すなわち共産主義の支配の倒壊をもたらした。しかし、この過程は、グラチノスチによるイデオロギーからの自由と表現の自由化、人権思想の浸透により、否それに劣らず宗教の自由の浸透、社会正義の面での共産主義の失敗によつてもたらされた。

クラコフの大司教ウオイティ⁽¹⁾が、一九七八年教皇に選出された。彼はイタリア人ではない最初の全教会のリーダー、ローマ使徒座の最初の東欧出身の教皇だった。彼の最初の使徒的訪問は、一九七九年のポーランドだった。共産政府もモスクワの中枢権力も、この訪問を阻止しえなかつた。伝統的カトリック国のポーランドでの大衆の熱気は、直接の政治的結果をめざさぬ、純粹に宗教的なものだつた。彼は共産主義支配下の祖国を三度訪問した。四回目の訪問のとき、ポーランドは自由な国となつていた。

いろいろの国によりポーランドが分割・支配された何世紀かのあいだ、カトリックの信仰が国民の民族としてのアイデンティティと統一とを確保する助けとなつた。農村の人々のみならず、労働者も伝統的に宗教に熱心で、教会に強い親近感と一体性をもつっていた。さらに、ポーランドのカトリックは、ロシア人により伝統的に支配されていたソ連人に対しては征服と搾取の脅威を見てとつた。ロシア人は、今は無神論者だが、ローマ教皇を認めないロシア正教の徒で、分派と見られていた。

そこで、ソ連人はポーランドでは好まれず、ポーランドの共産主義者はポーランド国民の大部分から、即ち、農民・労働者・インテリから、よそ者・信用ならぬ権力者と見られていた。

とりわけ、労働者の不満は、共産政権に対する反対の重大な要因だつた。八〇年代の初め、ポーランドは非共産主義の労働者の組織、即ち統一運動としての労働組合（連帶）の抵抗を経験した。体制側の社会的政治的欠陥へのプロテストは宗教・教会をシンボルとして利用した。

当初、戒厳令による禁止や指導者の投獄によつても、この運動を押さえきれなかつた。ローマ教皇及びポーラ

ンドの教会はこの運動の強力な橋頭堡であつた。このことは、ポーランドに戒厳令を強要したモスクワの共産党指導者も認めざるをえず、それがポーランドへの直接の軍事介入を控えさせた。

一九八一年は、教会の教導によるカトリック社会論にとり、重要な年であつた。レオ十三世の偉大な勅令レーム・ノバルーム⁽²⁾から一〇〇年目であつた。かのとき以来、社会における人間の地位、経済・政治・社会哲学における社会倫理がさらに展開されて、キリスト教の精神と福音に照らしての社会問題の解決が求められた。そこで、カトリック社会論は信仰と道徳の問題についての教皇と司教による教会の教えの特別の分野となり、社会教説が体系的に追求され展開された。

レオ十三世は共産主義に反対して、私有財権を認めた。また、自由主義とその無制限な自由に対しても、社会の最高の法である共同善の必要を主張し、社会秩序を保証する義務を社会と国家に求め、補完性の原理に従つて、必要があればいつでも自由主義へ介入することを認めた。教会の社会教説は常に各個人の自助を可能ならしめるような補助を国家に求めた。このことは、人間の尊厳性ゆえに人間に当たるのみならず、家庭から労働団体の連帯をも含む社会全般にも当てはまる。

教皇のポーランド訪問と労働回勅（一九八一）より前に、教皇は一九七九年、メキシコとエチオピアを訪れ、第三回ラテンアメリカ司教會議総会の最終セッションに臨席した。カトリックの伝統のあるこの大陸のみならず、アフリカ・アジア・オーストラリア・オセアニア訪問によつても、カトリック教会は強化された。経済開発の遅れたこれらの国の教会では、社会問題が先鋭化していた。モスクワの影響を受けた共産主義と、その運動が感じ

られた。また、搾取と悲惨に反対の左翼的スローガンをかけたキリスト教徒もいた。

かかる状況の下ではあつたが、パウロ6世の一九六九年の回勅「諸国民の進歩」⁽⁴⁾において確認された解決を、カトリックの社会教説はすでに持つていた。即ち一般的には、平和的改善を選び、政治的強行ではなく、社会的不正に対抗して、協力と連帶の立場を強調した。「先ず貧しき者のため」は、福音の精神でもあるが、社会教説で多く用いられた言葉であった。教皇はその新たな見解を開いた一九八七年の回勅ソルチオ・レイ・ソチリス⁽⁵⁾でこの考えを繰り返した。この間、第三世界の多くの国で問題が山積していた。例えば、対外債務の増加など。教皇は世界的規模の連帶をつくることが、社会の義務であると勧めた。また、世界は発展途上の資本主義、及び共産主義独裁による強制的搾取の体制とに分割されていると教皇は指摘した。

労働回勅に戻ろう。集団主義、即ち人間の集団への全面的従属である共産主義に反対して、教皇は人間人格に固有の尊厳性、即ち人間が物質的・経済的存在としてのみ見られないことを確認した。人間の労働は人間を物質以上のもの、物質的善としての資本以上のものにする。労働は人間のためになり、人間が労働のためにあるのではない。これが、マルクスの労働価値説に従う唯物的共産主義とは違つ哲学的・人間学的労働觀である。人格として人間は労働の主体であり、人間として人は生産の単なる要素ではない。人間は経済の中心に位し、ゆえに働く人々が連帯の運動を形成して社会問題解決するのであり、共産主義では解決できない。教会により支えられた労働は家庭から国民に至るまでを含む共同体に対して、社会的価値を与える。

労働者の権利に対する、国家は二次的、補完的責任をもつだけである。労働者の権利を他者と対立してではなく他者と共に守る義務を第一に有するのは労働組合である。政治的諸策は計画と調整の機能を持つのみである。教会は、どんな形であれ、集権主義には反対である。労働回勅のち数年間、教皇の社会教説は、政治的領域のみならず、経済的領域においても世界の分裂状態に当面していた。しかし一九九一年の回勅チエンテスマス・アンヌス⁽⁶⁾は、八九一九〇年の冬に起つた、国家・経済体制の崩壊の確たる方向についてコメントしている。即ち、国際的拡張と征服を求めた経済のみならず、体制そのものが崩れた。

需要と供給を方向づけるメカニズムとしての市場が再生された。しかし、実際にどうやって市場経済が機能するのか。いかなる場合でも市場の法則は人間によって運用され、社会的協同・協力を必要とする。これが人間の経済のやり方であり、生産手段としての私有財産の廃止による社会主義も市場を決して回避できない。しかし、このことは、人間にに対する経済の優位、資本の優位を決して意味するものではない。

一九八九年の変革後、経済・賃金・労働・政治における問題を補完性と連帶の原理に従つて解決する途を求めるのが、我々の課題となつた。教会にとって、これは宗教と教会が特に寄与すべき問題でもあつた。

教会の社会論の宣明もまた、社会科学・社会哲学と結びついている信仰の宣言の部分とみなされるべきである。社会における人間の中心的地位は、信仰、即ちキリストの福音によってのみ充分に確保される。レールム・ノバルームの一〇〇年後、階級闘争の社会主義ではなく、協力と連帶の思想が支配的となつた。そして、我々は新たな挑戦の只中にいる。

二、カトリック社会論の方法論の発展

教会の社会論は、ある時代にとり、より重要な問題に答えるものである限り、時代の要請に応じて変化する。即ち、

- ① 時代に応じ、特別の焦点を強調する。
- ② 新たな要請に従い、方法を発展・適応させる。

第一点について　　時代の要請に応じて教会も自己批判をする。ラテンアメリカ発見の記念すべき年、一四九二年は恰好の例である。教皇、司教のみならず、教会並びにキリスト教の指導者は新発見の諸国の人々の権利の立場に充分に立っていたかの問題を問われて然るべきである。この問題は、今まで違った歴史観のもとにおかれていった。ともかく、人道・政治・秩序・平和そして貧しく弱き者のため、教会並びにキリスト教徒の世界的規模での正義に取組むことが、『時のしるし』であることを認識すべきである。それが教会の社会論の基礎である。

第二点について　　同時に、論議の仕方にも変化がみられる。第二バチカン公会議の述べ方は、権威的、司牧的論調ではなく、教会内での対話のすすめ、神の民の『信仰の目』を評価している。原理から出発する自然法的論議は、自然法のもつとダイナミックな基礎と人間の経験にもとづく理解、その上で洞察によつて補われねばならない。

同時に又、経験を考慮に入れた人間学並びに社会科学の諸法則をよりよく理解する試みが始まっている。かくして、『福音の光』、神学的論議は再び自らの意識を取り戻すである。

このことは、教皇とその教えの社会的力としての愛の活性化、ヒューマニズムへの訴えへの傾斜を強く示している。教皇はその文書をほとんど自分で書き、厳密な文章構成をし、しばしば違った角度から、ある考えを提示する。同時に色々なアドバイスや協力者の助けをかりる。又、しばし司牧的・社会的実践を参考にし、問題の完全な解決法は提示しない。教皇は人々を解決の途に同伴する、と言つてよい。

三、カトリック社会論と社会倫理

社会的・学問的論議にさいして、カトリック社会論は本質的に合理的議論に依拠する。ゆえに、責任と道德のカテゴリーは一般的に人間的であり、かかるものとして認める。宗教的見解と確信が役割を担うが、間接的にかかるにすぎない。教会と社会ないし国家とのあいだに従属関係はなく、両者の関係は間接的であろう。両者は厳密には別けられないが、同時に日常生活と文化において、また、道徳をはじめ、外面向的規制をふくむ規模においても相互に影響し合う。ゆえに、カトリック教会と一体となつて、カトリック大学で教えられてきた政治・経済・社会の倫理という特別な伝統が存在してきた。他の特別な領域として、エコロジー、バイオエシックス、平和の倫理が加えられるべきであろう。

別に重要である。人間には、仲間の人間への、彼らの力への依存の中での自己の理性と良心への信倚が生きていけている。加えて、宗教の人は神とその摂理に信倚する。

〈注〉

- (1) グラコフはボーランドの都市名。現教皇はそのの大司教だった。オイティアは彼のボーランド姓。
- (2) Rerum Novarum, 1891, (R N) : 岳野慶作訳『ノールム・ノヴァルム——労働者の境遇について』中央出版社。
- (3) Laborem Exercens, 1981, (L E) : 沢田和夫訳『働く』、『労働のため』カトリック中央協議会。
- (4) Populorum Progressio, 1967, (P P) : 上智大学神学部訳『世界のため』カトリック中央協議会。
- (5) Sollicitudo Rei Socialis, 1987, (S R S) : 山田経三訳『真の開発とは——人間不在の開発から人間尊重の開発へ』カトリック中央協議会。
- (6) Centesimus Annus, 1991, (C A) : イエズス会社会司牧センター訳『新しい開発——教会と社会の百年をふりかえって』カトリック中央協議会。

訳者あとがき

本稿は、去る四月三十日、モラロジー研究所研究部の研究会におけるルドルフ・ワイラー (Rudolf Weiler) 教授の講演、Catholic Social Doctrine Today の邦訳である。

ワイラー教授は一九二八年ウィーンに生まれ、六四年ウィーン大学講師、八四年同大学教授。現在はウィーン大学カトリック神学部 (Katholisch-Theologisch Fakultät, Universität Wien) の倫理社会学研究所 (Institut für Ethik und Sozialwissenschaft) 所長の職にある。同研究所は自然法論を社会・経済学と結びつけ、早くから

社会・経済倫理を開拓した硕学ヨハネス・メスナー (Johannes Messner) によって基礎付けられたもので、ワイラー教授はその高弟の一人である。

なお、ワイラー教授には『経済発展と女性労働力』(一九八一)、『多元的社会における経済協力』(一九八四)『人間論』(一九八八)、共著『キリスト者とマルクス主義者の協力関係』(一九一七)、『地上に平和を』(一九七三)があり、最近著として『カトリック社会論入門』(一九九一)がある。

これらの著書からもわかるように、又本訳稿でも述べられてくるように、カトリック倫理神学でありながら、社会・経済学の研究に打ちされ、それを血肉としての社会・経済倫理であるところに、メスナー学派の、ルドルフ・ワイラー教授の学問的特色がある。